

# お知らせ

令和7年4月から下記の通り諸制度が改正されます。

## 1. 施設使用料の改定

公の施設使用料の見直し方針（令和5年度改定）に基づき、貸切り利用に伴う

施設使用料を改定します。改定後の使用料は以下の通りです。

施設名	区民団体			区外団体		
	午前	午後1・2	夜間	午前	午後1・2	夜間
体育館	8,700	10,800	10,800	17,500	21,600	21,600

## 2. 中学生以下としていた小人料金の対象を「高校生相当年齢以下」までに変更

未来を担う子どもをはぐくむ環境の充実を図るため、高校生相当年齢（18歳に達してから最初の3月31日まで）のかたのスポーツ施設使用料の区分を「小人」に変更します。

## 3. 「体育施設」を「スポーツ施設」に変更

令和6年4月に「東京都体育施設条例」が「東京都スポーツ施設条例」に改正されました。それに加え、オリンピックパラリンピックレガシーの発展・継承等を踏まえた目黒区スポーツ推進計画の改定をしたこの機を捉え変更します。